

日本エコレザーQ&A

Q:日本エコレザー基準認定革とは何ですか？

A:革製造における排水および廃棄物処理を適切に行っている工場で製造された革で、臭気、化学物質（ホルムアルデヒド・重金属・PCP・禁止アゾ染料、発がん性染料の使用制限）および染色摩擦堅ろう度に関する一定の基準（日本エコレザー基準書）を満たした革材料をいいます。

Q:認定機関はどこですか？

A:(社)日本皮革産業連合会です。

Q:申請書類等はどこで入手できますか？

A:(社)日本皮革産業連合会のホームページからダウンロードできます。

<http://www.jlia.or.jp>

Q:誰が申請できますか？

A:認定申請者は、革製造業者、革販売業者、革製品製造業者および革製品販売業者です。但し、革製造業者以外が申請する場合は申請する革の製造業者を明らかにせねばなりません。また、革製造業者による発がん性染料不使用および革製造排水および廃棄物の適正処理の遵守等の証明書類と宣言書が必要です。

Q:申請できるのは日本製の革だけですか？

A:日本製の革でも外国製の革でも申請できます。但し、製革業者による発がん性染料不使用、革製造排水および廃棄物の適正処理の遵守等の証明書類と宣言書が必要です。

Q:日本製の革とは何をいうのですか？

A:この基準では最終仕上げを日本で行った革を日本製としました。

Q:申請に料金は掛かりますか？

A:申請料金は無料です。認定料金も掛かりません。

Q:申請から認定までの流れはどうなっていますか？

A:次の手順で行います。

①(社)日本皮革産業連合会のホームページ等から「日本エコレザー基準認定実施ガイドライン」及び「日本エコレザー基準書」を入手します。申請書類等もここにあります。申請する革が「日本エコレザー基準書」に定められている認定の対象革であることを確認します。さらに革製造業者（タンナー等）が準備する書類が必要ですのでそれらが揃えられることを確認します。

②革を分析機関に持ち込み、基準書に定められた項目を分析します。分析には約2週間か

ら1ヶ月かかります。なお、分析費用を負担した企業のうち(社)日本皮革産業連合会正会員団体に所属する企業は認定後に認定奨励金を申請することができます。認定奨励金の対象は日本製の革に限られます。

③分析結果が届きます。

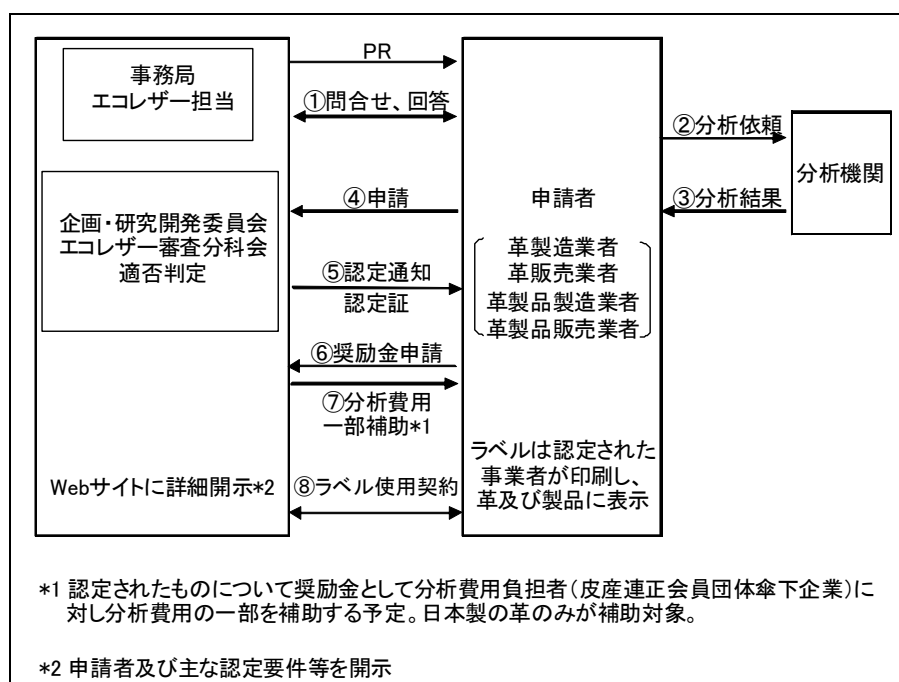
④分析結果が基準に適合しているかを確認し、必要書類及び提出用の革をそろえて(社)日本皮革産業連合会に申請します。

⑤(社)日本皮革産業連合会において申請書類を審査し、可否を申請者に通知し、適合した革には認定証を発行します。なお、審査は受付期間終了後にまとめて行いますので可否通知までに受付期間終了後から約1ヶ月かかります。

⑥日本エコレザーに認定された革の分析費用を負担した企業で分析費用の助成を希望する人は(社)日本皮革産業連合会に認定奨励金を申請します。但し、この申請は(社)日本皮革産業連合会正会員団体に所属する企業で日本製の革に限られます。

⑦(社)日本皮革産業連合会は申請書類を審査し、規定の範囲内で奨励金を支払います。

⑧日本エコレザー基準認定ラベル (JES ラベル) の表示を希望する申請者は「JES ラベル使用契約」を(社)日本皮革産業連合会と交わし、申請者は認定を受けた革に「JES ラベル」を表示することができます。また、必要があればその革を使用した革製品にも「JES ラベル」を表示することができます。JES ラベルを表示した場合、申請会社名、住所、連絡先および申請内容の全部又は一部が(社)日本皮革産業連合会の Web サイト上に開示されます。



Q:申請書類等の審査は誰が行うのですか？

A:(社)日本皮革産業連合会の企画・研究開発委員会の日本エコレザー審査分科会が審査します。委員は利害関係のない第三者によって構成されています。

Q:認定基準はどこが決めたのですか？

A:日本エコレザー基準の原案は日本皮革技術協会と(社)日本タンナーズ協会が協力して作成したもので、既に(財)日本環境協会が実施しているエコマーク商品の「かばん・スーツケース」、「靴・履物」での革素材の基準として採用されています。(社)日本皮革産業連合会ではこの原案を基に各会員団体の意見を踏まえて「日本エコレザー基準認定実施ガイドライン-2009」、「日本エコレザー基準書-2009」を決定しました。

分析項目と基準値は次のとおりです。

項目	適用分類		
	エキストラ* ¹	成人* ² (皮膚接触)	成人* ² (皮膚非接触)
臭気	3級以下		
溶出ホルムアルデヒド	16 mg/kg以下	75 mg/kg以下	300 mg/kg以下
溶出重金属(鉛)	0.8 mg/kg以下	0.8 mg/kg以下	
(カドミウム)	0.1 mg/kg以下	0.1 mg/kg以下	
(水銀)	0.02 mg/kg以下	0.02 mg/kg以下	
(ニッケル)	1.0 mg/kg以下	4.0 mg/kg以下	
(コバルト)	1.0 mg/kg以下	4.0 mg/kg以下	
(六価クロム)	検出せず	検出せず	
(総クロム)	50 mg/kg以下	200 mg/kg以下	
ペンタクロロフェノール	0.05 mg/kg以下	0.5 mg/kg以下	
染料(発がん性芳香族アミン)	検出せず	検出せず	
染料(発がん性染料)	使用せず	使用せず	

染色摩擦堅ろう度	顔料仕上げ	ナチュラル仕上げ(淡色)	ナチュラル仕上げ(濃色)
(乾燥、フェルト汚染等級)	3-4級	3-4級	2-3級
(湿潤、フェルト汚染等級)	2-3級	2-3級	2級

*1; 36ヶ月未満の乳幼児

*2; 36ヶ月以上

Q:認定基準等の見直しはあるのですか？

A:日本エコレザー基準認定については(社)日本皮革産業連合会として初めての事業であり、今後どのような効果や影響がでるか予想がつかない点があります。そこで、実施1年後に認定方法、基準等を見直したいと考えています。

Q:認定の有効期間は何年ですか？認定の更新等はできますか？

A:認定の有効期間は1年とし、更新する場合は、毎年更新手続きを行うこととします。但

し、更新期間は最長3年です。さらに延長する場合は新規に分析結果等を提出し審査します。この場合、再認定とし、当初の認定番号が使用できます。

Q:革の分析費用は幾ら位掛かるのですか？

A:1点約11～12万円掛かります。

Q:分析はどこでできますか？

A:(財)日本皮革研究所、(財)日本染色検査協会、(財)日本繊維製品品質技術センター、(財)化学物質評価研究機構で分析できます。また、各都府県の公設皮革試験所でも対応できるよう分析機器の整備を進める計画と聞いています。必ずしも1機関で全項目を分析する必要はありません。4機関まで分析項目を分けることもできます。

Q:分析にはどの位の日数が掛かりますか？

A:約2週間～1ヶ月と見込んでいます。

Q:認定された革と同一の処方で製造した革でも再度、分析や認定申請が必要ですか？

A:同一処方で作られた革であれば、違うロットでも分析や申請の必要はありません。

Q:同じ商品群で色だけ違う場合の分析はどうなりますか？

A:色違いの革では色に関係する項目を追加で分析する必要があります。すなわち、色材に関係する、鉛、カドミウム、コバルト、クロム、発ガン性芳香族アミンの分析、染色摩擦堅ろう度の測定です。

Q:申請から認定まで何日掛かりますか？

A:今年度の第1回目は10月上旬に申請を締切、審査会を開催して10月末には認定する予定です。次回の申請時期については今後検討します。

Q:分析費用は多額ですが助成制度はありますか？

A:(社)日本皮革産業連合会正会員団体に所属する企業で日本エコレザーに認定された革の分析費用を負担した業者に対して認定奨励金として1件の認定につき分析費用等の2/3まで8万円を限度に助成します。但し、助成対象は日本製の革に限られます。

Q:日本エコレザー基準認定ラベルとはどんなものですか？

A:日本エコレザー基準認定ラベル(以下、JESラベルと略す)は、表側に図案、裏側又は添付ラベルに認定番号、認定年月日、革素材製造国、ラベル主旨、詳細が掲示されているウェブサイト、認定機関が記載されます。次にその事例を示します。

日本エコレザー基準認定ラベルの事例



日本エコレザー基準認定ラベル

認定番号：09#####

認定年月日：2009.10.##

革の製造国：日本

このラベルは、革の化学物質（重金属・PCP・ホルムアルデヒド・禁止アゾ染料など）が基準内であることを認定したものです。

詳細の掲示：

<http://www.jlia.or.jp/>

(社) 日本皮革産業連合会

Q: JES ラベルはどこで発行するのですか？

A: JES ラベルは日本エコレザーとして認定された革の事業者（以下、認定事業者と略す）は(社)日本皮革産業連合会と JES ラベルの使用契約を締結した後に「日本エコレザー基準認定ラベル使用規程」に従って、認定された革および認定された革を使用した革製品に JES ラベルを付けることができます。契約期間は使用契約締結日から認定期限までです。更新を希望するときは認定の更新及び再認定が認められた期間内において使用契約を延長できます。すなわち、(社)日本皮革産業連合会がラベルを発行するものでなく、認定事業者が契約等に基づいて印刷し、表示するものです。

Q: 日本エコレザー基準認定ラベルには詳細が日本皮革産業連合会のウェブ上に開示されるとありますが、どのような項目が開示されるのですか？

A: 開示項目を例示します。

Web 上の開示項目の例

認定番号	2009.xxxxxxx
認定日	2009年10月##日(更新日又は再認定日)
有効期限	2010年10月##日
適用範囲	非皮膚接触用成人向け
革製造国	日本
革の種類	第一類、成牛
登録製法	クロム鞣し
商品名	〇〇〇〇
主な認定要件	<ul style="list-style-type: none"> ・天然皮革であること ・排水、廃棄物処理が適正に管理された工場で製造された革であること ・革の化学物質(基準で規定された化学物質*)については基準値を満たしていること
申込会社	〇〇〇〇
所在地	〇〇〇〇
電話、Fax	#####

*規定された化学物質及び基準値等は「[日本エコレザー基準書](#)」に記載されています。

問い合わせ先：

(社)日本皮革産業連合会 エコレザー担当；今井、黒谷
〒111-0043 東京都台東区駒形 1-12-13 皮革健保会館 7階

Tel; 03-3847-1451

Fax; 03-3847-1510

<http://www.jlia.or.jp>